# 第176回

府中市建築審査会議事録要旨

平成28年8月19日開催

平成28年8月19日開催第176回府中市建築審査会に上程された議案について、 審議の結果議事録のとおり議決された。

#### (参考) 審議概要

- 1 日 時 平成28年8月19日(金)午後2時58分~午後5時13分
- 2 場 所 府中市役所北庁舎3階第3会議室
- 3 審議内容
- (1) 同意議案

第6号~第9号議案

建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可[個別許可] (敷地と道路の関係)

第10号~第11号議案

建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可 (道路内の建築制限)

第12号議案

建築基準法第48条第1項ただし書の規定に基づく許可 (用途地域内の用途制限の緩和)

(2) 報告事項

報告第2号~第5号

建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可[一括許可] (敷地と道路の関係)

- 4 出席委員 会長1名、委員3名
- 5 出席職員 都市整備部まちづくり担当参事

建築指導課長

建築指導課 審査係長

建築指導課 審查係 技術職員

建築指導課 審査係 技術職員

建築指導課 審査係 技術職員

建築指導課 管理係長

建築指導課 管理係 主任

6 傍聴人 なし

午後2時58分

- ○事務局 ただいまより、第176回府中市建築審査会の開催をお願いいたします。
  開催にあたりまして、都市整備部まちづくり担当参事の○○よりご挨拶を申し上げます。
- ○まちづくり担当参事 委員の皆様、こんにちは。都市整備部まちづくり担当参事の○○ でございます。本日は大変お忙しい中、また暑い中、当審査会にご出席を賜りありが とうございます。

本日、ご審議をいただく案件といたしまして、建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づきます同意案件が4件、同法第44条第1項第2号の規定に基づきます同意案件が2件、そして同法第48条第1項ただし書の規定に基づきます同意案件が1件、最後に同法第43条第1項ただし書の規定に基づきます一括許可同意の報告案件が4件と、合計で11件と大変多くなってございますけれども、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- ○事務局 それでは、議長、よろしくお願いいたします。なお、本日、傍聴人はございません。
- ○議長 それでは、第176回府中市建築審査会を開催いたします。

議題に入ります前に、2点報告させていただきます。

1点目は、本日、委員の過半数の出席がございますので、府中市建築審査会条例第 4条第2項の規定により、本会は有効に成立していたしております。

2点目は、府中市建築審査会条例第3条第1項第1号の規定に基づき、建築基準法の規定に基づく同意の求めがありました。これに伴い、特定行政庁より許可申請書の写し一式の送付がありましたので、こちらに用意しております。図面等詳細な事項の確認はこちらでできますので、必要があればお申し出願います。

続きまして、本日の審査会議事録への署名人の指定を行いたいと存じます。

府中市建築審査会条例施行規則第4条第2項に、会長及び会議において定めた委員 一名が署名することとなっております。 今回は○○委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、日程第1の第6号議案から第9号議案の「建築基準法第43条第1項ただし 書の規定に基づく許可」の審査を行います。

それでは第6号議案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。 ○特定行政庁 それでは第6号議案につきまして、ご説明させていただきます。

1ページの府中市全図をご覧ください。場所は赤の丸で表示し、引き出し線で6と示しておりますが、府中市の〇〇〇で、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇付近です。

3ページをご覧ください。申請者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。申請の要旨は一戸建ての住宅の新築、適用条文は建築基準法第43条第1項ただし書、敷地は府中市〇〇〇丁目〇〇番〇〇、用途地域は第一種低層住居専用地域です。敷地と道路の関係につきまして、建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可申請がなされたものです。建築物の概要につきまして、構造及び階数は、木造、地上2階建て、その他は議案書記載のとおりです。

4ページをご覧ください。案内図及び配置図です。左側の案内図をご覧ください。 申請地はほぼ中央、黄色で囲まれた敷地です。右側は配置図です。建築物の外壁面は 隣地境界線から 0.5 メートル以上離して計画しております。

5ページをご覧ください。道の現況図及び写真です。道の現況図に写真の番号及び撮影方向を表示しております。申請地が接する道の状況でございますが、○側の法第42条第1項5号道路と○側の法第42条第2項道路の間の現況幅員が3.60から4.10メートル、延長距離が80.8メートルの道で、道に関する協定書が土地所有者全員の承諾により締結されております。

続きまして、現況写真をご覧ください。写真①は○側の法第42条第1項5号道路から○側を見た状況、写真②は○側の道から○側の道を見た状況、写真③は○側の道の途中から道の中間部を見た状況、写真④は○○○を見た状況、写真⑤は○側の法第42条第2項道路から道を見た状況、写真⑥は法第42条第2項道路を○側から見た状況です。

6ページをご覧ください。公図写です。申請地は黄色で囲まれた部分で、黒枠で示した○○番○○です。道に関する協定が結ばれた部分は黄色で着色した部分で、関係地番を赤枠で示しております。

7ページをご覧ください。 道の部分の関係地番一覧表です。 道部分の土地の不動産

登記簿上の記載内容と、道に関する協定の承諾の有無を示しております。

それでは3ページにお戻りいただきまして、特定行政庁の意見です。

本申請は、国土交通省令(建築基準法施行規則第10条の2の2)に適合するとともに、建築基準法第43条第1項ただし書に関する個別許可同意基準第1の基準1に適合し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、次の条件を付して許可したいと考えております。

条件1、建築物の外壁面から隣地境界線までの距離は0.5メートル以上とすること。 条件2、建築物の工事が完了するまでに、道となる部分(〇〇番〇〇の一部)について分筆し、不動産登記簿上の地目を公衆用道路とすること。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

- ○議長 第6号議案につきまして説明が終わりましたので、委員の皆様から質問等ございましたらお願いいたします。
- ○委員 経緯の確認なんですが、両側、この当該の道の通路の○側の位置指定道路、図面で見ると、市道になっているようですけれども、そこにここだけぽつんねんと位置指定道路になっていないものが残っている状態になっていますよね、これはどういう経緯で、こういうふうに取り残されたんでしょうか。
- ○特定行政庁 ご質問につきましてお答えいたします。まず位置指定道路につきまして、4ページをご覧ください。○側の位置指定道路及び○側の位置指定道路につきましては同じ日付で指定をしておりまして、一体で位置指定をしております。こちらの位置指定道路の間に黄色で間が空いておりますが、ここも含めて市道認定をしておりまして、ここの部分が一部4メートルないことから、ここが基準法外道路になっているところでございます。

以上です。

- ○委員 これは、最終的に協定のとおりに皆さんがフェンス等を引いてくださったあかつきには、2メートルの隅切りも入っているので位置指定道路の基準を満たすのではないかと思うのですが、そのときには位置指定道路等するなど、何か方針として現時点で方向性がもしもあれば、ご説明いただければと思います。
- ○特定行政庁 今のご質問につきまして、この道部分につきましては全員協定が結ばれております。5ページをご覧ください。既存の○側の2項道路の隅切り部分と○側の位置指定道路に挟まれている道部分につきまして、隅切りが両方とも2メートルずつ確

保されている状況がございます。一部塀が道部分に越境している部分がございますが、 こちらは協定の範囲内で撤去する旨の協定を結んでおりますので、皆様が最終的に後 退して4メートル確保できる状況になりましたら、将来は位置指定を入れることが可 能な状況になると考えております。

以上でございます。

○議長におかにいかがでしょうか。ほかになければ、採決を行います。

第6号議案につきまして、原案のとおり同意することでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

- ○議長 それでは、第6号議案につきまして、原案のとおり同意することといたします。 次に第7号議案について説明をお願いいたします。
- ○特定行政庁 それでは第7号議案につきましてご説明させていただきます。

1ページの府中市全図をご覧ください。場所は赤の丸で表示し、引き出し線で7と示しておりますが、府中市の○○部で、府中市立○○小学校の○側付近です。

11ページをご覧ください。申請者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。申請の要旨は一戸建て住宅の新築、適用条文は建築基準法第43条第1項ただし書、敷地は府中市〇〇〇丁目〇〇番〇及び同番〇〇、用途地域は第一種低層住居専用地域です。敷地と道路の関係につきまして、建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可申請がなされたものです。建築物の概要につきまして、構造及び階数は、木造、地上2階建て、その他は議案書記載のとおりです。

12ページをご覧ください。案内図及び配置図です。左側の案内図をご覧ください。 申請地はほぼ中央、黄色で囲まれた敷地です。引き出し線で年度を表示していますの が、過去に許可した場所となります。右側は配置図です。建築物の外壁面は隣地境界 線から0.5メートル以上離して計画しております。

13ページをご覧ください。道の現況図及び写真です。道の現況図に写真の番号及 び撮影方向を表示しております。申請地が接する道の現況でございますが、○側の法 第42条第2項道路から続く現況幅員が3.51から5.25メートル、延長距離が2 09.33メートルの道で、道に関する協定書が土地所有者全員の承諾により締結され ております。

続きまして、現況写真をご覧ください。写真①は法第42条第2項道路から見た状況、写真②は法第42条第2項道路から道を見た状況、写真③は道の中間部から○側

の道を見た状況、写真④は申請地と申請地○側の前面の道を見た状況、写真⑤は申請地○側の前面の道を見た状況、写真⑥は申請地○側から○側の道を見た状況です。

14ページをご覧ください。公図写です。申請地は黄色で囲まれた部分で、黒枠で示した〇〇番〇及び〇〇番〇〇です。道に関する協定が結ばれた部分は黄色で着色した部分で、関係地番を赤色で示しております。それ以外の黄色で着色した部分は府中市が所有しており、道状に管理しております。図面左下の水色で着色されている道路ですが、大変申しわけございません。こちらは右上の凡例で共有者一部承諾となっておりますが、建築基準法第42条第2項道路の誤りでございます。

15ページをご覧ください。道の部分の関係地番一覧表です。道部分の土地の不動産登記簿上の記載内容と、道に関する協定の承諾の有無を示しております。

重ねて、大変申しわけございませんが、こちらも一部資料の訂正をお願いします。 17ページをご覧いただきまして、関係地番○○番○及び○○番○の協定承諾の有無 欄が○の記載になっておりますが、一の記載に訂正をお願いします。

理由といたしましては、恐れ入りますが、14ページの公図写をご覧ください。

図面右下の道の関係地番、赤枠線で囲まれている〇〇番〇と〇〇番〇の間に赤道がございます。将来この土地の所有者が建て替えを行う際には、この赤道を〇側の43条ただし書を適用しております当該道に接する形で付け替えを行い幅員4メートル以上の道とする予定である旨、赤道を所有・管理している本市の管理課より回答を得ております。このため〇〇番〇及び〇〇番〇については、今回の協定には含まれておりません。大変申しわけございませんでした。

それでは11ページに戻っていただきまして、特定行政庁の意見です。

本申請は、国土交通省令(建築基準法施行規則第10条の2の2)に適合するとともに、建築基準法第43条第1項ただし書に関する個別許可同意基準第1の基準1に適合し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、次の条件を付して許可したいと考えております。

条件1、建築物の外壁面から隣地境界線までの距離は0.5メートル以上とすること。 条件2、建築物の工事が完了するまでに、道の中心から3メートル後退し、当該部 分をアスファルト簡易舗装等により道路状(自動車等が通行可能な状態)に 整備し、維持管理すること。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

- ○議長 第7号議案につきまして説明が終わりましたので、委員の皆様から質問等ございましたらお願いいたします。
- ○委員 12ページの左側の案内図で、この黄色の先とか、ぐるっと回っているその先の 道路は、どういうふうな位置づけになっているのでしょうか。
- ○特定行政庁 ○側の道につきましては、現在、基準法外の道路になっております。一部協定が結ばれているところもございますが、全員はまだ協定が結ばれていないところもございます。本申請につきましては、一部承諾が得られていない部分がございまして、今年度協定を結んでおります。したがいまして、この黄色く着色しているところが、今回の申請地までは同じになっておりまして、当該先につきましては基準法外の扱いとして判断をしているところでございます。

以上でございます。

○特定行政庁 ○側の道の扱いにつきましては、今後、○側の既存建物が建て替えされる際に、順次協定を延長していきまして、ゆくゆくはこの道全体が転回というか、ぐるっと一周するような形で、全ての道が43条ただし書というような形になっていく予定というふうに考えております。

- ○議長 そうすると、今回の敷地の3メートル後退というのはなくなるわけですか。
- ○特定行政庁 はい。
- ○議長 一度後退したものを元に戻していいよということですね。
- ○特定行政庁 全部ぐるっと一周協定が結ばれるような形になれば3メートルはなくなる ということです。
- ○議長 そうすると仮ですね。かなり長期間かもしれないけれども。
- ○委員 そうすると、同じく12ページの紫色とこの黄色との間に白いのが残されていますが、これもどういう位置づけなんでしょうか。○○○丁目と書いてあるところあたりですが。
- ○特定行政庁 今のは茶色で42条1項1号道路と今回の道の協定が結ばれている駐車場の自塗りの部分のところですか。
- ○委員 はい。
- ○特定行政庁 こちらは、所有者は府中市の所有になっておりまして、こちらは境界確定 がまだされておりません。こちらにつきましては市所有の通路になっておりますので、

一括許可で今許可を進めているところでございまして、全て境界確定が済んだあかつ きには、管理課との協議になりますけれども、認定道路になる可能性も含まれている ところでございます。

以上でございます。

- ○委員 小学校のすぐ近くですけれども、ここが通学路に指定されているとかということ はあるのでしょうか。
- ○特定行政庁 通学路になっているということは確認しておるんですが、範囲がどこまで がスクールゾーンであったり通学路であるかは、現在確認しておりませんので、調べ まして後ほどご回答させていただきます。
- ○委員 普通は小学校が防災拠点になっていたりだとか、そういうような役割は特にないのですか、○○小学校については。
- ○特定行政庁 一時避難場所とか、そういうことでしょうか。
- ○委員はい、そうです。
- ○特定行政庁 申しわけございません。そちらも今情報がございませんので、調べて後ほどご回答させていただきます。
- ○特定行政庁 基本的に小学校・中学校の体育館については避難所の指定になっておりますので、災害時の、一時なのか二次避難所なのかどうかは定かでないんですが、体育館については避難所として指定されております。
- ○委員 そこらへんが、やはり道として整備されていたほうが安心ですよね、小学校の近くですし。
- ○議長 小学校の○側にあるこの線、これは水路ですか。
- ○特定行政庁 はい、水路です。
- ○議長 生きている水路。
- ○特定行政庁 はい。
- ○議長 ○側の一画が大分一時抜けてただし書の申請が出て来ていたんですよね。大体この辺は埋まったということですかね。
- ○特定行政庁 はい。
- ○議長 これだけ大きい区画だと、どこかに抜けてると安心なんですけどね。ループでも 一応回って来られるから行き止りではないのですけど。

ほかによろしいでしょうか。ほかになければ、採決を行います。

第7号議案につきまして、原案のとおり同意することでよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声)

- ○議長 それでは、第7号議案につきまして、原案のとおり同意することといたします。 続きまして、第8号議案及び第9号議案について、関連する議題であることから一 括して説明をお願いいたします。
- ○特定行政庁 それでは第8号及び第9号議案について、同じ申請者による隣接地2棟の申請であるため第8号議案を中心にご説明させていただきます。

1ページの府中市全図をご覧ください。場所は赤の丸で表示し、引き出し線で8、9と示しておりますが、府中市の〇〇部で、〇〇〇〇〇〇の〇側付近です。

21ページをご覧ください。建築計画概要でございますが、申請者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。申請の要旨は一戸建ての住宅の新築、適用条文は建築基準法第43条第1項ただし書です。敷地は府中市〇〇〇丁目〇〇番〇の一部、用途地域は第一種低層住居専用地域です。敷地と道路の関係につきまして、建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可申請がなされたものです。建築物の概要につきまして、構造及び階数は、木造、地上2階建て、その他は議案書記載のとおりです。

22ページをご覧ください。案内図及び配置図です。左側の案内図をご覧ください。 申請地はほぼ中央、黄色で囲まれた敷地です。右側は配置図です。なお、第9号議案 の配置図は32ページとなっておりますので、併せてご覧ください。第8号及び第9 号議案について、建築物の外壁面は隣地境界線から1メートル以上離して計画しております。

23ページをご覧ください。道の現況図及び写真です。道の現況図に写真の番号及 び撮影方向を表示しております。申請地が接する道の現況でございますが、〇側の法 第42条第1項第5号道路から続く道で、現況幅員が2.425から4.388メート ル、延長距離が142.36メートルの道です。道部分の土地の所有権、地上権又は借 地権を有する者のうちの人数の過半、また、道となる部分の面積の過半以上の承諾を 得て、道に関する協定書が締結されております。

続きまして、現況写真をご覧ください。写真①は○側の法第42条第1項第5号道路から道を見た状況、写真②は道の○○部か○側を見た状況、写真③は道の○○部から○側を見た状況、写真⑤は道の○○部から○側を見た状況、写真⑥は道の○○部から○側を見た状況、写真⑦は○○○を見た

状況です。

2.4ページをご覧ください。公図写です。申請地は黄色で囲まれた部分で、黒枠で示した○○番○の一部です。道に関する協定が結ばれた部分は黄色で着色し、協定が結ばれていない部分は黄緑色で着色しており、関係地番を赤枠で示しております。

25から27ページの道の部分の関係地番をご覧ください。道部分の土地の不動産 登記簿上の記載内容と、道に関する協定の承諾の有無を示しております。

協定の承諾が得られていない土地の地番につきましてご説明させていただきます。 権利者氏名が東京都となっている地番につきましては、東京都が〇〇〇〇〇〇位拡張 に伴い買収した土地のため、建築には反対しておりませんが、東京都としては協定に 参加できないとの報告がありました。また、その他の土地所有者における主な理由と いたしましては、今回の建築には反対していないが協定には押印できない。もしくは、 協定書には最後には押印したいという方がおり、また居住している形跡がなく、会え ない状態の方がいらっしゃるとの報告もございました。ほとんど全ての所有者が建築 には反対していないという報告を受けております。

特定行政庁としては、協定に承諾が得られていない所有者につきましては、建て替えを行う際に協定締結するよう指導してまいりたいと考えており、いずれの者も、建築基準法第43条第1項ただし書に関する個別許可特例指針1の第2に規定する、特定行政庁が特にやむを得ないと認めた者に該当するものと判断いたします。

それでは21ページにお戻りいただきまして、特定行政庁の意見です。

本申請は、国土交通省令(建築基準法施行規則第10条の2の2)に適合するとともに、現況の道の中心線から水平距離2メートル以上の線を道の境界線とする道の部分の所有権、地上権又は借地権を有する者のうち人数及び道の面積の過半の承諾を書面により得ていることから、建築基準法第43条第1項ただし書に関する個別許可特例指針1に基づき、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、次の条件を付して許可したいと考えております。

- 条件1、建築物は準耐火建築物とすること。
- 条件2、建築物の外壁面から隣地境界線までの距離は1メートル以上とすること。
- 条件3、敷地は、その周囲から2方向の避難路を確保し、隣地の土地所有者等から 承諾を得ること。

条件4、建築物の工事が完了するまでに、道となる部分(○○番○の一部)を分筆

- し、不動産登記簿上の地目を公衆用道路とすること。
- 条件5、建築物の工事が完了するまでに、道の中心から3メートル後退し、当該部分をアスファルト簡易舗装等により道路状(自動車等が通行可能な状態)に整備し維持管理すること。

なお、第9号議案につきましても、特定行政庁の意見及び許可条件は第8号議案と 同様となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

- ○議長 第8号議案及び第9号議案につきまして説明が終わりました。一括して審議した いと思いますので、両議案につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。
- ○委員 東京都が、どうしてこの土地を所有したのか、そして、どうして承諾に加われないのか、もう1回説明をお願いします。
- ○特定行政庁 東京都がこちらの土地を所有している理由についてでございますが、こちら○○○○区域内に都市計画として位置づけがされており、事業認可されているところでございまして、東京都が土地を買収する状況でございます。将来これらの土地が買収されましたら、都市計画○○の○○○○として将来整備を完了させるというところで、今は東京都が土地を所有しているところでございます。

以上でございます。

○特定行政庁 答弁を一部修正させていただきます。当該地は○○○○○として、都市計画決定されており、かつ事業決定されて、現在事業中でございます。しかしながら、東京都の色々財政等の事情がある中で、現在その事業が中断しているような状況です。ですから、この写真を見ていただきますと、23ページの写真②とか③にネットフエンスがある写真がありますが、ここは既に東京都が買収をして管理しているというような形になっています。先ほどご答弁申し上げましたように、現在事業が中断しているような状況でございます。この事業の今後について、東京都に問い合わせをしましたところ、現在まさに今、現時点でこの事業を今後どうしていくかということを整理して、今後、継続するのか中止するのかということを決定していくというようなことで話を聞いておるところでございます。

- ○委員わかりました。
- ○委員 私の資料、図面が一部同じものが2枚入っていて、○○と○○が同じ図面になっ

ています。

- ○特定行政庁 申し訳ございません。同じ敷地になっていまして、隣り合わせ敷地です。 申しわけございません。
- ○委員 片方の図面がないのでわからないのですが、第9号議案の敷地の駐車、車を入れる場所はどういうふうにこれは想定されているのでしょうか。つまり道路状空地を確保すると、一応、形式上確保する。これぐるっと回っているから最終的にはどうかということになるんですけども、事実上、これ駐車の位置がちゃんとどこかということを確認しておかないと、実際にこれ運用が始まったところで、ここに車を置かれてしまう危険性があるので。どちらかというと、8号議案は奥まで突っ込めて駐車がわかるんですけども、9号議案は土地の形状が奇怪なので、どう駐車する想定なのかということ、確認が取れていれば。
- ○特定行政庁 駐車場のスペースにつきましては、申請者に確認をしているところでございますが、申請者から聞く話によりますと、駐車場を使用する計画はないということで回答を得ておりまして、車を停める計画はないという話を聞いております。
- ○特定行政庁 申請者から、そういった回答があったという話でございますが、本件については分譲住宅ですので、購入された方がどういうふうに利用するかというところがございますので、こちらにつきましてはセットバック部分が駐車場になってしまっては、これは許可に反するということになりますので、許可申請が今なされている中に、こういうふうな形で図面が出来上がっておりますので、設計者のほうから、そこに将来駐車場を計画するとしたら、この位置になるというような形で位置を落とさせて確認をした上で、このセットバック部分には当たらないということを確認して許可処分をしたいというふうに考えております。

- ○委員 もう一点。先ほど道に関する協定について、経緯を詳細にご説明いただいたところでございますが、やや丸をつけてくれなかった方が多いし、それらの方がここに一応敷地をお持ちの方で丸をつけていらっしゃらない方が多数いるというのは、状況としては不思議な感じがするんですが。特に要件としてだめだということはないのですけれども、それについては何か特段の事情があるとか、何かお聞きになっていることがあれば、参考までに教えていただきたいと思います。
- ○特定行政庁 協定が得られていない方々の主な理由といたしましては、ご説明を差し上

げた内容と重複してしまいますが、この建築には反対はしていないが協定書には実印は押せないだったり、皆様が協定をして最後に押したいという意見があったりしまして、建築に反対はしていないんですが、実印等につきましてはもらえなかったということがございます。

以上でございます。

- ○委員 道にしてしまうと、その計画の買収で高く売れなくなるとか、そういうのは特に 関係ないんですか。それは関係ないんですかね。計画とかをご存じで、地目が道になってしまうと補償基準が違ってしまうので、だから建築自体は反対はしないけれども、自分が売却するときのためにというのがあるのかなと思ったのですけれども、これは 推測にしか過ぎないのですが。
- ○特定行政庁 本件許可申請につきましては、実は今回は○○○○○○○○○というところから申請がされているんですが、前段別な業者が動いておりまして、その業者さんが断念して、今回の○○○○さんに権利を移して申請という形になっているのですが、前段の所有者から今回の○○○○を含めますと、足かけ2年を超える形で、その周囲者に対して説得をしてきたという経過もございまして、かなり当初は押印はしていただけないということで過半に全然届かないというところでのスタートだったんですが、しかしながら最低過半は確保しないとということで、事業主サイドと協議をしながら、事業主のほうも何度も何度も、多いところですと8回くらい足を運んでということで、かなり熱心にやったという部分もありますので、過半を何とか超えた状況ですけれども、本件についてはやむを得ないのかなというふうに特定行政庁としては考えているところでございます。

- ○委員 都の事業計画いかんによってはまた変わってくるかもしれないですね、状況が。
- ○議長 これ都の部分を、全部同じ緑色になっているんだけれども、都の部分、色を変え たら多分違うと思います。
- ○特定行政庁 おっしゃるとおり相当な部分になります。
- ○議長 都の部分はどうせ道路できないんだから、それはそのままにふせていただければ、○○事業をしない限りはいいわけですからね。そうなってくると、それ以外の部分がどのくらいの割合を占めるとかという、そういう目で見ると、ちょっとまた話が違ってくると思います。○側のほうはほとんど都の部分ですよね、緑のところは。○側の

- 部分はどうなのかな。○側の道路の中の部分というのはこれはほとんど個人の分ですね。この判子押してない人の土地に家はあるんですね。
- ○特定行政庁 判子を押してくれない方も、ほとんどはこの区域内に住まれている、この道に接する形で住まわれている方でして、住んでない方で押していただけないというのは、26ページの○○番○○の○○○にお住いの方ぐらいになりますので、それ以外はほぼ…、ここに住まわれていない方、茨城の方ですとか杉並の方とかいらっしゃいますけれども、比較的にここに住まわれていない方の承諾というのは取れているような状況です。
- ○議長 それで、その所有者と所有面積を案分してみれば、どのくらいの割合が取れていない人、実際に取れてない人なのかいうことはわかるんだけれども、この図面だと緑がすごく濃くて。
- ○特定行政庁 東京都を仮に1人と考えさせていただきまして東京都を抜きますと、全体で○○人の所有者がいまして、そのうちの○○人に承諾を受けているところでございます。かつ面積につきましても、東京都を含めましても、567㎡のうち295㎡と過半を超えておりますので…。
- ○議長 東京都を賛成に回さなきゃだめなんですね。
- ○特定行政庁 東京都が賛成したとして、どこまでいくのかというのを、それを計算させていただきます。
- ○議長 ただ、この○○計画というのは、どの辺まで入っているんですか、この周囲に。
- ○特定行政庁 22ページの2項道路から上、全部になります。○○○○○のほうに○○ に2項道路がありますけれども、ここから上、全部です。
- ○議長 全部、どこまでですか。
- ○特定行政庁 ○○○○までです。
- ○議長 ○○○○○というのも、これも○○の中に入っているんですね。
- ○委員やや不思議な公園ですね。まあ、この○側があるから、そこと一体化したいと。
- ○議長 ○○の位置づけはわかるのだけれども、果たしてこれらを買収してまでつくるかどうかということが、これからの問題ですね。
- ○特定行政庁 この周辺、一時東京都が、売りたいということだと買っていただいて、写真で見ていただけますように、フェンスで管理はされているんですが、途中で中断して、それ以来、17、8年経ちますか、それ以来買収は進んでいないという状況には

なっています。

- ○議長 これずっとフェンスで囲っておいておくというのはもったいない話ですよね。利用者がいるかどうかわからないんだけれども。これ市が引き受けて○○○○でもつくれば、考えも変わるかもしれないけれども。そうでもしないと、環境上も余りよろしくないですよね。買っちゃったのに、このままにしておくのは非常に無駄な公共財産みたいなものでね。そうすれば一部道路として、整備まではともかくとして、空地としてしっかり管理するということはできると思うんですよね。そういうことはあるとしても、この敷地についてのただし書の適用…。
- ○特定行政庁 先ほどの面積につきまして、東京都の面積を仮に協定に参加したとして入れますと、567㎡のうち411㎡が協定が結ばれる面積になりまして、割合といたしましては72パーセントの割合になっております。人数でいいますと、○○人中○○人でございます。
- ○議長 ただ、ここ都が持っている部分があるとすると、今後開発がそんなに進むという ことは考えにくいですね。都が持っている分だけでも後退してもらって4メートル確 保するような方策はできないんですかね。
- ○特定行政庁 本来であれば当該地も、東京都が事業を続けていてくれれば、ここも東京 都の公園用地ということでの買収というような形になってくるはずのところですので、 その事業いかんによる部分が今後影響を多分及ぼしてくるのかなと。
- ○議長 事業が進むということになれば、ここ買う人はいなくなっちゃいますよね、開発しても。道路の場合は、そういう見方をして検討しているけども、公園はそういう時間的なことはやってないでしょう。
- ○特定行政庁 はい。
- ○議長 やめたとかというような話は余り出て来ないから、中途半端なまま置かれちゃうんですね。
- ○特定行政庁 仮にこれ東京都が事業をやめたという話になってしまうと、この道の扱い を慎重に考えていかなければいけないのかなと思います。
- ○議長 やめて、この買ったところはどうするんですかね、宅地のほうね。都が売却する んですかね。そうなってくると、道はちゃんと整備しなければならなくなる。
- ○委員 もしも事業中止、売却ということになったら、責任はそれなりに取っていただいて、例えば、ミニ区画整理とか、都として何かを考えていただいて、相応にご負担を

賜らないと、えらいことになってしまうので。

- ○議長 協力して売った人がね、いい迷惑ですよね。
- ○委員 このまま、そのままじゃあ全部公売しますとか言われて、競売になってしまうと、考えても恐ろしい状況になってしまうので。だから、どっちにせよ、何かしらお手当てをしていただかないと、都がそれなりに土地を持って、今のお話しを聞いていると、道路だけでなくて宅地についても、この部分について相応のシェアを都が持っているんですから。まるでかつて住宅公団が区画整理するときに、先に買って入ったみたいな形になって、結果として似たような状況になってしまっているので、何かしらはそのときには都を含めて考えていただかないといけないという前提ですよね。今の時点で、これ、建てる建てないという話は、条件が満ちているのでやむを得ないということだと思いますけれども。
- ○議長 そこまではここで判断することはできないので、現状で、これを後退しながら開発をしていくということで問題はないかと思うのですけれども、特にご異存がなければ、第8号議案及び第9号議案につきまして、原案のとおり同意することでよろしいでしょうか。

### (「異議なし」の声)

○議長 それでは、第8号議案及び第9号議案につきまして、原案のとおり同意すること といたします。

続きまして、第10号議案及び第11号議案の「建築基準法第44条第1項第2号の規定に関する個別許可」の審査につきまして、事務局から第10号議案の説明をお願いいたします。

○特定行政庁 それでは第10号議案につきまして、ご説明させていただきます。

1ページの府中市全図をご覧ください。場所は緑の丸で表示し、引き出し線で10 と示しておりますが、府中市の〇部で、府中市立〇〇文化センターの〇側付近、都道 新宿国立線の道路内です。

41ページをご覧ください。申請者は、〇〇〇〇〇〇〇〇、申請の要旨は路線バスの停留所の上屋の新築、適用条文は建築基準法第44条第1項第2号です。敷地は、府中市〇〇〇丁目〇〇番〇〇の一部、用途地域は準住居地域です。建築物の概要につきまして、構造及び階数は鉄骨造、地上1階建て、その他は議案書記載のとおりです。

42ページから44ページまでは、許可申請書第一面から第三面の写しとなっております。

45ページをご覧ください。申請者からの許可申請の理由書でございます。申請に 至る経緯でございますが、本バス停上屋は、利用者からの要望により、都道新宿国立 線に平成25年から平成26年にかけて上屋設置工事をする5カ所のうちの1カ所で した。

恐れ入りますが、49ページをご覧ください。右下のCの写真をご覧ください。赤枠で囲われた申請地の奥、草が生えている敷地部分が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇下水道工事における資材仮置き場であったため、当該バス停上屋の設置周辺が工事車両の出入りの動線と重なっており、上屋設置ができませんでした。昨年、〇〇〇〇〇〇〇〇下水道工事が終了し、バス停前面にある歩道の普及がされましたので、今回バス停留所の上屋を新たに建築するものでございます。

恐れ入りますが、45ページにお戻りください。バス停留所の側面に設置した雨風 よけのパネルに設置した広告板につきましては、広告収入により上屋の設置及び維持 管理に必要な費用を賄うことを目的としており、歩行者の通行に支障がないよう十分 な空間を確保する計画であります。

46ページをご覧ください。案内図です。申請地はほぼ中央、黒色で着色した部分です。

47ページをご覧ください。用途地域図です。申請地はほぼ中央、黒色で着色した 部分で準住居地域となっております。

48ページをご覧ください。周辺状況図です。申請地の周辺状況でございますが、 申請地の○側は住宅地、○側は○○○○○○を挟んで工場となっております。

49ページをご覧ください。周辺現況写真です。写真の番号及び撮影方向を示しております。写真Aは○側から申請地を見た状況、写真Bは○側から申請地を見た状況、写真Cは○側から申請地を見た状況です。

51ページをご覧ください。 求積図及び平面図です。 柱及び梁は鉄骨、 屋根材はア

ルミ材となっております。広告板はバスの進行方向である〇側に設置し、車道に面した〇側にはベンチを設けております。

52ページをご覧ください。立面図です。はじめに左上のA方向立面図は申請地の ○側から見た図面で、○○側に透明の防風パネルと時刻表を設けており、バス乗り口 として幅1.882メートル開放されております。次に、右下のD方向立面図は申請地 の○側から見た図面で、広告板の大きさは1.98平方メートルとなっております。安 全面での配慮としまして、バスの待合人の存在がバス停の外側から確認できるよう広 告板の下部は50センチメートル開放しております。

53ページをご覧ください。断面図です。バス停留所の上屋及び待合のためのベン チは、災害時にも倒壊しないよう基礎に緊結いたします。

54ページをご覧ください。完成イメージとなります。

それでは41ページにお戻りいただきまして、特定行政庁の意見です。

本申請は、次の点から公益上必要であり、また、通行上支障がないと認められるため許可したいと考えております。

- 1、バス停留所上屋は路線バスの利用者の待合のために設置するものである。
- 2、上屋の周囲には歩行者が有効に通行できる空地が確保されている。
- 3、広告板の大きさは上屋の幅及び高さの範囲内であり、また構造は相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊等により公衆に危険を与える恐れがない。なお、交通管理者である警視庁府中警察署長に、交通安全上の支障がない旨の回答を受けており、また、道路管理者である東京都北多摩南部建設事務所長からも、道路管理上支障がない旨の回答を受けております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

- ○議長 第10号議案についての説明が終わりましたので、委員の皆様からご質問等お願いいたします。
- ○委員 この○○○○のこのあたりについては、自転車の取り扱いについて、特に何か今後の計画とかございますか。自転車の専用レーンを設置するというようなことは、今後もないという理解でよろしいですか。
- ○特定行政庁 自転車専用レーンのご質問でございますが、既に一部これより○側につきましては、試験場周辺につきましては整備済みで、水色のレーンという形で整備されているところがございます。それ以降については、現在のところ確認できておりませ

んので、今のところ詳細な計画というのは、東京都からはお伺いしていない状況でご ざいます。

以上です。

- ○委員 そのときはそのときということですね、都道ですよね。
- ○特定行政庁 そうですね。もしも歩道が拡幅されてという話になると、今度はそのバス 停の移設という話になって来るかと思いますので、その時はこのバス停に限らず全体 的な形で協議する形になって来るのかなと考えています。

以上です。

- ○議長 このあたりは○の○○のあたりとは規格が違っていますよね。断面設計がね。
- ○特定行政庁 はい。
- ○議長 歩道としては広くないですよね。○のほうに行くと歩道はもっと狭くなる、もうちょっと、これだけの植え込みはない。停車帯があるのかな、向こうに行くと。ここは停車帯はないですよね。
- ○特定行政庁 ございません。
- ○議長ないですよね。○のほうに行くと停車帯があるのかな。
- ○特定行政庁 三車線になっています。ここは二車線ですので。
- ○議長 ここはいろいろ道路つくるときに問題があって車線が減らされたんですよね。
- ○特定行政庁 はい。かなり木も植えさせられたということもありますけど。
- ○議長 幅が広いわりに規格は低いんですよね。
- ○委員 このバス停、乗るところは傘をささなきゃだめなんですね。
- ○特定行政庁 今の意見につきまして、平成27年2月の審査会でも指摘がございまして、 乗る時に雨に濡れてしまうという話がございましたが、この上屋の設置につきまして は既製品という形もあって、なかなか形をいじれない現状がございまして、その後の 審査会でもご説明させていただいたところでございますが、やむを得ないものとして、 このバス停の規格として加工はさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長 それは前にも聞いたのだけれども、何で変わらないのか。確かにコストは若干増 えるかもしれないけれども、サービスのためにつくるのに、何でそういう手抜きをす るのかなと思うんです。サービスを向上させて営業に寄与しようとしているわけでしょう。だから、やっぱりサービス良くしないと営業につながらないんだよね。

- ○特定行政庁 このバス停上屋自体が○○が実際にはお金を出さないんです。フランスの企業が一括して請け負って全部広告収入から賄うというような形で、○○としては一切ノータッチということがございます。
- ○議長 そういうのアイディアとしていいんだけれども、どうせやるのなら、何でそこまでやらないのかなと。私有地で勝手にやる分にはいいんだけど、公有地を使って営業しようとしているんだから、やっぱりそこまで考えておかないと、それ建築審査会で考えることよりも、道理管理者が考えることかなという気はしますけどね、道路を貸す方だから。
- ○特定行政庁 市のほうとして難しい部分がありまして、やっぱり市民からの要望があるので、バス停については100パーセントの形で設置していただきたいという思いは、我々サイドとしても、建築ということじゃなくて、市役所サイドとしてあるんですが、100パーセントの形のバス停上屋を設置しないと許可できないよという話になってしまいますと、それじゃあ○○のほうとしても設置しかねるという話で撤退されてしまうと本末転倒なところもございますので、その辺のせめぎ合いがちょっと難しいところがございまして、しかしながら、本日委員のほうから性能的にどうなのかというご意見がございましたので、これを再び○○のほうに投げかけるとともに、今後も継続的に機能面で充実した形での広告、バス停上屋が設置できないかということで、今後引き続き○○のほうには投げかけてまいりたいと思います。
- ○議長 どうせ上屋の下から出て車に乗るためには一度傘をさしてバスには乗るんだけど、 その距離がちょっと長くなるだけの話なんだけどね。道路管理者はそういうことは余 り関与しないんですか。
- ○特定行政庁 特に関与はしないです。
- ○議長 一番関係があるのは道路管理者のような気がするんですけどね。
- ○委員 細かい図面の書き方の問題なんですけど。50ページの図面の書き方で、残存幅 員が5000というふうに書いてあるんですけども、この5000を測っているとこ ろが、広告板の境界までですよね。でも、ここの境界よりも、屋根はもう少し出て来 るのであって、建築物として、これ残存幅員は5000じゃないんじゃないですか。 敷地で取るべきなのか云々というのがありますけど、敷地は仮想的な敷地だし、敷地 の中も通れるわけだからいいのだけれども、屋根がかかっているとなると、確かにそ こに壁はないのだが、それで残存幅員を計算していいのかな。たかだか20センチ、

30センチ、数十センチの問題なんですけど、これは残存幅員は必ずこうやって、例 えば、これを認めてしまうと、例えば片方だけ柱が出ているタイプの普通よくあるバス停の上屋の場合も、残存幅員というのはどこまでがっていう話で定義上問題になるので、残存幅員の定義をどういうふうに考えるべきかということだと思います。それだけです。

- ○特定行政庁 バス停の残存幅員につきまして、東京都道路占用許可基準というのがございまして、バス停を設置する基準といたしまして、バス停を設置する上で幅員3メートル以上の歩道を確保するという基準がございます。仮にこの既存幅員5メートルを提示させていただいたとしまして、○側の幅員の残地を測ると、歩道幅員3メートル以上確保されておりますので、占用基準としては合致しておるのかなというところでございます。
- ○委員 基準としては問題ないかと思います。ただ、残存幅員を5000として許可をしたという記録が残るのは適切なのかどうかということです。残存幅員が4800幾つとか4700幾つということで、確かに3メートル超えているから問題ないですねという許可をすべきなのかということについては、どういうご見解でしょうか。
- ○特定行政庁 本件について残存幅員のあり方という部分で、委員ご指摘ありましたけれども、私も委員と同様に建築物の端から本来あるべきではないかなというふうに考えますので、その点について、私どもの考え方だけではなく、道路占用許可の基準のところで、どういう位置づけがされているかということも確認いたしまして、その内容が私どもの考え方と一致しているようであれば、ここの残存幅員の考え方というのは、4800なり何がしという形になろうかと思いますので、そこを確認した上で私どもの考えと同じということであれば、図面を修正させていただくような形で対応させていただければというふうに考えます。

以上です。

○委員 ほかの、これと含めて整合性があるように記録として、全く許可として許可しないという話では全くないので、今後また出て来たときに、同意する基準としてこうだというものが載っていればいいんです。あと、もしもこのまま、測ったんでいいんですけど、次回以降、こういう図面を出していただくときには、できましたらこの乗る部分の、降りる部分についてはさっきの話の中で2096確保してありますという説明があったのですけども、この敷地の場合、先ほど○○委員ご指摘のとおり、乗ると

ころが問題で、乗るところの幅が図面上どこにも書いてないので、乗るところの幅は、 これ測ってみる限りでは全く問題ないのですけれども、乗るところの幅はきちんと確保してありますよという、つまり一番〇側の柱から植栽に至るところまでの乗る幅がきちんと確保されているということを確認した上で許可をすると、こういうことだと思います。

○特定行政庁 寸法につきまして、資料で確認させていただきますと、残存幅員1820 とされているところでございます。

- ○議長 残存幅員の考え方というのは何のために出て来るのかというのを、何のために書くのかなという、道路占用許可の基準で残存幅員3メートルとかあるというのは、通常この広告板のない片持ちのがあるでしょう。あれの場合は屋根で測っているんじゃないんですか。やっぱりこれも屋根で測らないとだめですよ。
- ○委員 あと、この残存幅員というのは、ここ通行に支障がないということと、充分建物 が敷地からこれが離れていて、普通この材料じゃ考えにくいですけど、万一火事とか が起こったときの延焼の危険がないということで、これを寸法を取っているはずなの で、そういう点でも、どういうふうに考えるかというのは明快に書かなければいけな いと思います。
- ○議長 そうですね。そうすると、この5000というのは、この場合のこの位置はちょっと不適切な測り方ですね。いいか悪いかじゃなくて。
- ○委員 そう、いいか悪いかじゃなくて、これで許可をしたとなると、瑕疵というか、変な許可の仕方でしたねと言われちゃうという危険はあると思います。
- ○議長 そういうことなので、ちゃんと調べていただいて。
- ○委員 ここは先ほどの話で、すごく歩道が広くて余裕があるから何の問題も起きないわけですけれども、もっと狭いところに○○さんがつくりたいですと言ったときに、どうつくるんですかという話に、恐らくこの話が関わってくるので。
- ○議長 前に出たのと同じじゃないかと。
- ○委員 あのときに、これで残存幅員計算したから、このときもと言われちゃうと、狭い ところを出すときに嫌なんです。
- ○議長 ですよね。そういうことはありながら、第10号議案につきましては、原案どお り同意するということでよろしいでしょうか。

# (「異議なし」の声)

- ○議長 それでは第10号議案については同意するということにいたします。 続きまして、第11号議案について説明をお願いいたします。
- ○特定行政庁 それでは第11号議案につきまして、ご説明させていただきます。

説明に先立ちまして、資料55ページの議案書、58ページの許可申請書の二面及び59ページの三面の差し替えをさせていただきました。お詫び申し上げます。大変申しわけございません。

それでは、1ページの府中市全図をご覧ください。場所は緑の丸で表示し、引き出し線で11と示しておりますが、府中市の〇〇部で、〇〇〇〇〇〇〇〇〇付近です。

55ページをご覧ください。申請者は〇〇〇〇〇〇、申請の要旨は駅舎の券売機室の新築、適用条文は建築基準法第44条第1項第2号です。敷地は、府中市〇〇〇丁目〇〇〇番先、用途地域は商業地域です。建築物の概要につきまして、構造及び階数は鉄骨造、地上1階建て、その他は議案書記載のとおりです。

57ページから59ページまでは、許可申請書第一面から第三面の写しとなっております。

- 6 2ページをご覧ください。案内図です。申請地は中央、赤色で示した部分で、○ ○○○○○に建築する計画となっております。
- 63ページをご覧ください。案内図及び用途地域図です。申請地は中央、赤色で示した部分で商業地域内となっております。
- 64ページをご覧ください。詳細案内図です。申請地は中央、赤色で示した部分で、 ○○○○○○付近となっております。

65ページをご覧ください。周辺状況図です。申請地の周辺状況でございますが、申請地の○側は○○○となっており、○側は○○○、○側は現在建設中の○○○○で整備する集合住宅、小売店、公会堂等の○○○、○側は○○○○○で整備しました集合住宅、小売店、○○○等の○○○となっております。申請地に接する府中駅について、地上部はバス等が通行する○○○で、2階部分に○○があります。計画建築物は道路付属物である人工地盤上に設置し、○○○の○○○○に接続する形となっております。

66ページをご覧ください。交通動線図です。申し訳ございませんが、縮尺の関係上、こちらの図面は図面左側が北方向となっております。〇〇〇の地上部の〇〇〇〇の計画です。図面中央赤枠で示した部分が申請地で、申請建築物を支える人工地盤設置位置はバス待機所の上空に位置し、人工地盤の柱の位置はバスを乗降する利用者の動線から外れており、交通上支障がない位置に計画されております。

68ページをご覧ください。配置図です。図面中央の○○○○○と書いてあるのが申請建築物です。申請建築物は、既存の○○○に接続する形で計画されております。また、○側にタラップを設置し、地上部の道路に出入りができるようになっております。申請地は、○側に既存の道路である建築基準法第42条第1項第1号道路と、○側に○○○○で整備する法第42条第1項第4号道路にまたがっているため、図面中央部にそれぞれの道路位置を赤色の二点鎖線で示しております。

6 9ページをご覧ください。平面図です。○○○○○は既存の○○○側から利用する形となっており、○○○○内部にはメンテナンスのため○の○○等のみが入る形となっております。

70ページをご覧ください。地上部の平面図です。○側にメンテナンス用にタラップが設置されております。

71ページ及び72ページをご覧ください。立面図です。○○○○を支える人工地盤は、道路の地下部分に○○○○○で整備する地下駐車場があり、道路を通行する人

たちに影響がないよう地下駐車場の排気ダクトを地上から離すため排気ダクトを立ち上げ、地下駐車場と構造上一体となる道路付属物にダクトを這わす形で整備をしております。図面上の黒い横線で示しているのが人工地盤で道路付属物です。

73ページから75ページをご覧ください。断面図です。新設の○○○下のグレーで着色している部分が道路付属物の人工地盤で、道路付属物の人工地盤上部の赤の二点鎖線をGLとして建築物を計画しております。

76ページから78ページをご覧ください。完成予定図です。○○○○を○側から 見た状況となっております。

それでは55ページにお戻りいただきまして、特定行政庁の意見です。

本申請は、次の理由から公益上必要であり、また、通行上支障がないと認められるため許可したいと考えております。

なお、交通管理者である警視庁府中警察署長に、交通安全上の支障がない旨の回答を受けており、また、道路管理者である府中市管理課から、道路管理上及び人工地盤の構造上の支障がない旨の回答を受けております。

最後になりますが、ご参考までに、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の概要を記載したA3二つ折りのパンフレットをお手元に配布しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

- ○議長 第11号議案につきまして説明が終わりましたので、委員の皆様から質問等ございましたらお願いいたします。
- ○委員 73ページから74、75の図面で、人工地盤の「工」が違うと思いますが。「口」 と書いてあるけども。
- ○特定行政庁 失礼いたしました。大変申し訳ございません。「工」です。
- ○委員 参考までに確認だけさせていただきたいんですが、これ府中市として、この駅前のこの地域の景観というか、この○○の景観等について、この場所にこれをつくるということ自体は、なかなか景観上、○○を見たときの雰囲気が変わるんですけれども。特にここの部分の景観について、市としての方針上、何か問題等はないという理解でよろしいですか。
- ○特定行政庁 ○○○○○に業務の確認をしましたところ、現在の景観につきましては、一体となってどういうふうに計画をするかというのは、まだ今のところ回答は得ていません。
- ○特定行政庁 ○○○○○というよりは、市のほうの景観基本計画ないし景観条例の中での位置づけという部分になろうかと思いますが。例えば、けやき並木周辺、当然、この辺については景観形成推進地区に指定されているところですので、ただ規模が該当して来ない、対象となって来ない規模でございます、今回の新築という部分では。しかしながら、○○とくっつくという形になると、その対象建築物ということになってきますので、どういうものかということがございますが、当然、この景観の件につきましては、私どもと同じ部の計画課のほうで所管しており、その辺については事前に協議を済ませているところですので、所管課のほうからは、本建築計画につきましては景観上支障がないというふうに回答を伺っているところでございます。

- ○委員 やっぱり私もそれは気になり、77ページ、78ページを見ると、この管理用階段ですね、管理用階段の色がちょっと、バランスを調和を欠くような印象を受けますけれども。
- ○特定行政庁 おっしゃるとおり、このパーツを見ると私もそう感じまして、大変申し訳 ございません。建築物のほうに関しましては当然協議をしておった次第なんですが、 人工地盤、道路工作物につきましては、その部分については私も当初おりましたので、

今回建築物とは直接は関係して来ないのですが、当然人工地盤、道路工作物の上に乗っかってくる建物ですので、その辺のこの部分の景観のあり方について、どうかというところにつきましては、景観を所管する計画課、それから申請者であると○○○○と協議をして、その辺については支障の有無というものを確認していって、支障があるということであれば支障ない範囲への変更というのを○○のほうに指導をしていきたいと考えております。

- ○議長 これ難しいところですね。○○であるから、これ鉄道のものだから鉄道が使いやすいようにつくったということで、それはそれで一理あるんだけれども、○○○から見ると、これ正面ですよね、○が。○○が書いてあるように、ここがまさに○○○の顔なんですよね。そこにこの計画でいいんでしょうかねという、かなり違和感を感じる。せっかくここはガラス張りでずっと壁面をつくってきて、ここだけ四角い箱が飛び出しているような、余り美しくない景観ですよね。景観上の観点からは別の組織で検討していただくとして、道路上の構造物という考え方からいくと、駅舎であるから、これは鉄道の施設ですよね。
- ○特定行政庁 ただ、○○なんですけれども、○○○外ということで建築物の扱いにはなっています。
- ○議長 この部分、通路の部分。
- ○特定行政庁 はい。
- ○議長すると、ここの許可は。
- ○特定行政庁 実はこれ非常に複雑でして、高架の下の道路ができる前に○○の確認を取って建てて、その後に道路が築造されています。
- ○議長 道路なかったんだ。
- ○特定行政庁 ええ、道路はなかったんです、最初。だから、この○の建築物部分については44条の許可は取っていないというような状況になってございます。
- ○議長 そうすると、そのタイミングの問題だけで、こっちは確認を取る、本体は取らない、そういう感じですね。確認というか許可。そうか道路が後か。そうすると、そっちは問題ないということでいいんだけど、そうするとやっぱり景観の観点に戻って来るね。もう少し何かアイディアがあっても良かったんじゃないかなという気がしますね。これはまだある程度検討の余地はあるのですか。

- ○特定行政庁 本体の建物のほうですか。
- ○議長 ○○○○です。
- ○特定行政庁 これはまだ、発注の状況というのを確認してみないとわかりませんけども、可能なのかどうかというところで、この部分というのは、実は今回○○の部分、○○○の部分は○○から申請が出て来ていますけれども、この道路工作物の部分というのは組合がつくって市のほうに移管するという形になっていますので。
- ○議長 そうするとそれはどこまで、人工地盤までですか。
- ○特定行政庁 人工地盤までは組合がつくって市に移管という形になります。
- ○議長 人工地盤の用途というのは建築物じゃなくて。
- ○特定行政庁 ではなくて、道路付属物です。ちょっと変則なんですけども、道路付属物ということです。
- ○議長 その上に建築物が乗っかるから許可が必要だということね。○○○○○の中でこれは決められた構造物なんですね。
- ○特定行政庁 はい。これ先ほどちらっとご説明させていただきましたけれども、この下 に地下駐車場がございまして、そのダクトを這わせています。
- ○議長 このパースで見ると左側の茶色の色にちょっと違和感のあるものですね。
- ○特定行政庁 その目隠しという形なんですけど、色に違和感がありますが。
- ○議長 この四角く出っ張っている○○○○を柱2本で右側のほうで支えているというの、 これ何かくっつけたようで、余り美しくないですね。今も○○○○はありましたよね。
- ○特定行政庁 今は、77ページの右側の人工地盤、ペデストリアンデッキのところに緑色になっているところですけれども、ペデストリアンデッキの左半分が現在の○○○○の位置です。
- ○議長 この○本体に何か付属するような形で柱なしでつくってくれると、非常に景観的にはよくなると思うんだけど、柱が何となく、増築しましたという感じの柱でね、これ。こういうのは片持ちではできないね。
- ○特定行政庁 ここの部分については、○○○の進行の状況に応じて、今回仮設から本設ということになるんですが、考え方といたしましては、府中市がお願いしているということで、○○との協定の中では全部市が負担しますということになっています。ということで、負担金という形で○○○○にお話してつくっていただきながら、デザインは向こうにみていただくと。ただ、その架台とか、そういったこと、道路もそうで

- す。そこは管理はしていきますということで、上屋とその中の〇〇〇は〇〇〇〇に 管理していただくという形で、今、話が進んでおるところです。
- ○委員 公設民営みたいな形だな。それだったら、市がつくられるんだったら、色は何に しようが、市が主体的に考えればいいんですね。
- ○特定行政庁 ただ、一応、○○○○のほうに全部お願いをしていますので、市はお金を 出すだけということです。
- ○委員 そういうことですか。
- ○委員 工作物部分の色は恐らく変更可能なので、最後に色を揃えるとか、会長おっしゃるように、柱も、これがなければいいのだけどなと思うのですけれども、今の話だと構造上無理なので、そうすると、せめて柱の色を○○本体の柱の色と合わせれば、もう少し一体的になるかなと。あと、本体のところの色も、こういう色にしたいのはわかるんですけれども、それで本当にいいのかということを検討するということは可能だと思います。
- ○特定行政庁 そこはしっかり事業者サイド、それから景観部局と調整して、計画上問題 ないような形に変更を求めてまいります。
- ○委員 これ確か、この○○の○○をつくるのって、当時の建築審査会会長が○○をつく るべきだというお話しをされた経緯があったんじゃないかと思いますが、私が着任す る前だったんですけど。
- ○議長 本当はそのときにこの○○○○のデザインも一緒にしておけばよかったんですね。○○はあるわけでしょう。後で取ってつけたようで。
- ○特定行政庁 全くそのとおりで、○○というか○が上がったのが平成5年で、その当時は○側だけに○○があったということで、平成8年に今の○○○が入っている○○○
  ○○○全体ができました。60ページの文書にございますが、○○○○ということで、平成17年4月というときに○○○の今「○○○」と呼ばれている、そこのオープンに合わせて、議会、住民から○○の○○が欲しいということで、これは長い間の交渉でやっとここにこぎつけてということで、改札の工事も市が出して、今の仮設の○○○も市が出してという形でずっと進んで来まして、それで今回○○○○が今度ペデがつきますよというところでつける位置が確定しますので、壁を抜いてというところから全部府中市が負担してつくっているという、こういうような経緯であります。

- ○議長まさに増築なんですね。
- ○特定行政庁 はい。ですので、当初○○をつくるときには全くそういう考え方がなかったんです。本来であれば、こうやって出っ張るんではなくて、通路を確保してということで、改札をもうちょっと縮めて中に収めるというような形が取れればよかったんですが、そこの空間、そこの空間を確保しながらということで、今回このような形になったというのが現状でございます。
- ○議長 最初からデザインしたとしたら、とんでもないデザインだよね。景観の部隊でしていただいて、せっかくいいものをつくったのだから、本当に77ページのここから見ても素晴らしいという感じの持てるデザインにして欲しいですね。

ということで、道路内の建築物ということでは特に問題ないということでございま すので、同意するということでよろしいでしょうか。

# (「異議なし」の声)

- ○議長 それでは第11号議案については同意するということにいたします。 続きまして、第12号議案について説明をお願いいたします。
- ○特定行政庁 それでは第12号議案につきまして、ご説明させていただきます。

79ページをご覧ください。建築計画でございますが、申請者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、申請の要旨は体育館及びスポーツの練習場の増築です。適用条文は建築基準法第48条第1項ただし書、敷地は府中市〇〇〇丁目〇番〇他、用途地域は第一種低層住居専用地域、申請に係る建築物の概要につきまして、敷地面積は30,798.51平方メートル、建築面積は562.27平方メートル、延べ面積は562.27平方メートル、高さは、体育館(トレーニング棟)が6.35メートル、便所・倉庫棟が3メートル、ダッグアウト1及び2が2.516メートルです。構造及び階数は、体育館(トレーニング棟)、便所・倉庫棟、ダッグアウト1及び2全てが鉄骨造、地上1階建てです。

81ページから86ページまでは、許可申請書第一面から第三面の写しとなっております。

87ページをご覧ください。申請者からの許可申請理由書です。申請に至る経緯で

ございますが、既存の体育館は、近隣住民にも開放できる福利厚生施設として運用し、 主には〇〇〇〇〇の保有するバスケットボールチームである〇〇〇〇〇〇〇〇の活動 拠点として利用してまいりました。現在、竣工29年が経過し、建築物等の劣化が著 しく、また、地域住民にもより利用していただきやすいように、増築工事を含めた改 修計画を進めているものです。

88ページをご覧ください。案内図です。申請地は黒色の線で囲われた部分です。

89ページをご覧ください。用途地域図です。申請地は図面中央の黒色の線で囲われた部分です。水色は第一種低層住居専用地域を示しております。本申請地は第一種低層住居専用地域、容積率80パーセント、建ペい率40パーセント、第一種高度地区、日影規制は5メートルを超える範囲で3時間、10メートルを超える範囲で2時間となっております。

90ページをご覧ください。周辺状況図です。敷地の周辺における建物については、 用途ごとに着色し、着色の凡例を図面の右下に示しております。申請地の周辺状況で ございますが、〇側は〇〇〇があり、〇側は幅員36メートルの主要地方道〇〇号 の道路を挟みまして〇〇〇〇〇〇〇及び府中市立〇〇〇〇センターがございます。 〇側には〇〇〇及び〇〇〇の学生寮の跡地があり、〇側は一戸建ての住宅及び共 同住宅がございます。

91ページをご覧ください。周辺現況写真です。中央の図に写真の番号及び撮影方向を示しております。写真①は○側の道路を○から○を見た状況、写真②は○側の道路を○から○を見た状況、写真④は○側の道路を○から○を見た状況、写真⑥は○側の道路を○から○を見た状況、写真⑥は○側の道路から申請地を見た状況、写真⑥は○側の道路から申請地を見た状況、写真⑦は○側の道路を○から○を見た状況、写真⑥は○側の道路から申請地を見た状況、写真のは○側の道路から申請地を見た状況、写真⑩は○側の道路から申請地を見た状況、写真⑩は○側の道路から申請地を見た状況、写真⑩は○側の道路を○から○を見た状況、写真⑩は○側の道路を○から○を見た状況です。

92ページをご覧ください。敷地内現況写真です。中央の図に写真の番号及び撮影方向を示しております。写真①は敷地ほぼ○○部から○○の野球場を見た状況、写真②は敷地ほぼ中央部から○側の体育館(トレーニング棟)の増築予定地を見た状況、写真③は敷地ほぼ○○部から○○側を見た状況、写真④は敷地ほぼ○○部から○側のテニスコートを見た状況、写真⑤は体育館を○側から見た状況、写真⑥は体育館を○側から見た状況、写真⑥は体育館を○側から見た状況、写真⑥は体育館を○側から見た状況、写真⑧は敷地内から

施設の出入口付近を見た状況です。

- 93ページをご覧ください。配置図です。申請建築物は赤色の線で表示しており、除却建築物を黄色の点線で表示しております。既存体育館の〇側にトレーニング棟、体育館の〇側に便所・倉庫棟、敷地〇〇部にダッグアウト1及び2を計画しております。周辺環境への配慮としまして、申請建築物は既存建築物より高さ及び階数を低く抑えるとともに、隣地境界線から5メートル以上離れた配置としており、周辺の住宅への日照、彩光、通風及び眺望には影響のないように配慮しております。
- 9 4ページをご覧ください。体育館(トレーニング棟)の平面図です。○側に既存の体育館からの出入口があり、エントランス、便所、倉庫、空調機械室及びトレーニングルームを計画しております。
- 95ページの体育館(トレーニング棟)の立面図・断面図をご覧ください。立面図には高さ及び外壁等の仕上げを表示しております。申請建築物の最高高さは地盤面から6.35メートルとしております。断面図には天井の高さを含めた、それぞれの部分の高さ及び室名を表示しております。
- 96ページの便所・倉庫棟の申請図をご覧ください。左上の平面図をご覧ください。 男子便所、女子便所、倉庫を計画しております。右側の立面図・断面図をご覧ください。 申請建築物の最高高さは地盤面から3メートルとしております。
- 97ページのダッグアウトの申請図をご覧ください。ダッグアウトは、災害時にも 倒壊しないよう基礎に緊結いたします。
- 98ページをご覧ください。時刻別日影図です。測定面の高さは地盤面から1.5メートル、8時から16時までの時間ごとの日影を色分けして表示しております。
- 99ページをご覧ください。当時間日影図です。2時間及び3時間の等時間日影線をそれぞれ示しております。
  - 100ページから104ページをご覧ください。公聴会の記録です。

公聴会につきましては、平成28年7月14日に開催したところ、利害関係人の公 述の申し出はございませんでした。公聴会の内容としましては、特定行政庁が建築計 画の概要説明を行い、その後、申請者が申請理由を述べ、周辺環境への配慮した内容 と公益性について具体的な説明がされました。

周辺の住環境への配慮としましては、体育館の増築部分は既存部分よりも、高さ、 階数を低く抑え、道路境界線から40メートル以上、 隣地境界線から60メートル以

上確保し、また、便所・倉庫棟及びダッグアウトについても、隣地境界線から十分な 距離を確保することで、周辺の住居の日照、彩光、通風及び眺望に影響のないように 配慮しているとの説明がありました。

また、公益性については、〇〇〇〇〇〇が保有するプロバスケットボールチームである〇〇〇〇〇〇が、より地域に根ざしたチーム活動を行うためであり、本施設を地域住民に開放し、災害時には市からの要請により広域避難場所として開放するなど、地域住民に貢献できる施設として運用を行うためであるとの説明がありました。

主宰者から申請者への質疑につきましては、はじめに近隣住民からの意見要望等の 有無について質問がありました。

このことにつきまして、一点目〇側住民からの「〇側樹木を剪定して欲しい」との要望には、テニスコートの防球フェンスの役目も果たしていることから、今後、住民と協議の上、可能な限り要望に応えると回答し、二点目の「観客席を設けるのか」については、設置の予定はないと回答し、三点目の「本計画により近隣に悪影響はあるか」については、近隣に悪影響を及ぼすような計画ではないと回答しているとの説明がありました。四点目、〇側住民からの「野球ボールが飛んで来るので何か対応はするのか」については、防球ネットの高さを現在の10メートルから19.5メートルに増設すると回答し、五点目、〇側住民からの「周辺が通学路のため工事車両の通行には十分注意してほしい」につきましては、通学路については安全に十分に配慮すると回答しているとの説明がありました。

次に主宰者からの質疑としまして、「体育館・テニスコート等の施設を地域に開放しているとのことだが、昨年度やこれまでの利用実績を教えてほしい」とありました。回答として、昨年度の実績をもとに算出した1カ月の平均値として、テニスコートは近隣住民、学生を中心に23日稼働、延べ626名が利用した。体育館については、日本バスケット協会を中心とした大会や、学生や若い世代の日本代表の合宿などを中心に、2.5日稼働、延べ287名の利用実績があった。グラウンドについても近隣住民を中心に障がい者やグラウンド設備を持たない学校や団体に練習やレクリエーション目的で貸し出し、7.7日稼働、延べ384名の利用実績があった。ただし、現在のグラウンドは天然芝のため養生期間の5月から12月は利用不可であるが、本改修工事に伴い人工芝とするため、今後さらに地域開放実績は伸びると思われるとの回答がありました。

次の主宰者からの質疑としまして、「〇〇〇〇〇〇〇〇が地域の根ざしたチーム活動を進める意向とのことだが、〇〇〇〇〇〇〇一一府中市というイメージがないが、今後はどうするか」とありました。回答として、今までも市内でのホームゲーム開催や府中市ボールフェスタへの参加、中学生向けクリニック活動など様々なイベント等を実施してきました。加えて地域の祭り等への参加等もしてきたが、いまだ認知度が低いことも否めず、充分な活動とは言えない。今後は地域住民と相談しながら、まずはバスケットボールを通じて普及・育成活動に取り組み、更なる地域貢献、ひいては〇〇〇〇〇〇一一府中市という活動を目指していくと回答がありました。

それでは79ページにお戻りいただきまして、特定行政庁の意見です。

本計画は、次の理由から、第一種低層住居専用地域内における住居の環境を害する 恐れがないとともに、公益上やむを得ないと認められることから許可したいと考えて おります。

- 1、本建築計画は、建築敷地の○側、○側及び○側における良好な住居の環境に配慮し、既存建築物よりも高さ及び階数を低く抑えるとともに、隣地境界線から5メートル以上離れた配置になっており、周辺の住戸への日照、彩光、通風及び眺望には影響のないように配慮している。
- 2、本施設は、近隣住民等に開放利用されており、これまでに府中市商工祭りや地域餅つき大会などの地域活動への参画、小・中学生向けバスケットボールの普及・ 育成活動等の活動を行っている。また、災害時等に市から要請があった場合には、 広域避難場所として近隣住民に開放する旨の協定を市と結んでいる。
- ○議長 第12号議案につきまして説明が終わりましたので、ご質問等ございましたらお願いいたします。
- ○委員 この場合、公益性というのは、この増築部分の公益性について議論すべきなんで すか。
- ○議長 そういうことです。だから、その増築部分が既存の建物の一部として用途的には

全く、用途上使うものであれば全体の公益性と一致しますけれども、とりあえずは増 築部分の公益性になると。

- ○議長 ただ、公益性を言った場合に、この基準法での物言いからいって、「公益上やむを得ない」と言っているんですよね。本当にやむを得ないのかどうかという問題は、この私立の建物でやむを得ないというものがあるのかというようなことは一つ引っかかるんですね。だから、通常こういう施設の場合には、公益性は云々しないで、環境を害さないということで、これだけ広い敷地にこれだけの緑があって、問題になるのはそこでじゃあどのくらい車等が人が集まって来るのかということが触れられていないんですよね。それがちょっと問題あるのだけれども、そっちのほうから攻めるしかないと思うんです。これが公共施設で、市の施設で、市民が集まってくるということになれば、市内につくらざるを得ない。市内にこんなに広い場所は一低層しかないからこうなりましたということが、順序立てていくと話になるのだけれども、ちょっとその辺が民間の場合には公益で押すのは難しいかなという気がするんです。これはあくまで基準法の狭義の話なので。広く考えれば公益上ということも言えるのだけれども。これちょっと無理があるかなと思います。

それについても、ちょっと引っかかるのは、昭和62年に移管したときには、その前に建てたときには、どうしたんですかね、手続は。

- ○特定行政庁 既存体育館につきましては、昭和61年に許可を取得しておりまして、許可を取得した上で確認を取って。
- ○議長 そうすると、その当時は一低層はもうありましたよね。
- ○委員 一専ですね。
- ○議長 一専の環境を害さないという実がついて許可されているわけですね。
- ○特定行政庁 はい、そうです。

- ○議長 とすると、それを踏襲していく、そういう形であれば、そういう中で今回増築する部分についても、それに反しないものであれば、用途的にはやむを得ないかなという結論になるんですかね。
- ○委員 基本的なところですが、トレーニングルームというのは、具体的には何をするところですか。走ったり自転車をこいだりという、ああいうやつですか、筋肉を鍛えたりとかいう、いわゆるスポーツジムみたなところに備わっている器具が備わっているところなんですか。
- ○議長ここがこのチームの拠点になるわけですか。
- ○特定行政庁 はい、あまり認知度はないのですが、府中が○○○○○○のホームタウンです。
- ○委員 先ほどの車の話で言えば、これについては目立って、これが建設されることで車 の出入りが激しくなるとかということは考えにくいと、こういう理解でよろしいでしょうか。
- ○特定行政庁 既存の施設につきましては、もともとトレーニング室というものがございました。今、既存でトレーニング室ございますのが、92ページをご覧ください。既存建築物(体育館)と書いてあります右側の縦に長い細い部分が既存のトレーニング室でございます。こちらのトレーニング室が少し狭いということがございまして、今回、そちらとは別に新たにトレーニングルームを新設するということでございまして、基本的には今と改修後は変わらないという状況で考えております。

以上でございます。

○特定行政庁 ただいま委員のご指摘の駐車場のご質問でございますが、93ページをご覧になっていただきますと、既存の駐車場が体育館○側と○側にございます。この駐車場を今回増設するという計画がございませんので、当該増築計画によって駐車場の利用なりが激増するというようなことは想定していないというふうに聞いておるところでございます。しかしながら、施設の充実を図って、それから周辺市民への利便性

の向上ということで、利用日数をさらに地域住民に拡充していくという計画ですので、 そういう意味では若干の利用者、駐車あるいは駐輪というところでの利用というのは、 若干は増えてくることが見込まれているのではないかと思います。

それと、先ほど会長からのご指摘にありました、過去の許可の履歴ですが、同様に93ページに記載がございまして、一番最初は昭和62年1月23日に許可を取っております。図面の下段の一覧表になります。その後に体育館増築ということで、平成16年1月7日、このときは既に第一種低層住居専用地域になっておりますが、2回受けておりまして、今回が増築で3回目というような計画になってございます。以上です。

○議長 その当時と違った点というと、○側の道路、そのころはまだなかったですね。そ の後、都市計画道路ができたということですね。これは施設にとってはいい点であり ますね。

それでは第12号議案については同意するということでよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声)

○議長 それでは第12号議案については同意するということにいたします。

続きまして報告事項でございますが、日程第2の「建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可」の一括許可の報告第2号から報告第5号ですが、報告第2号及び報告第3号につきましては関連する案件ですので、合わせて事務局から報告をお願いいたします。

○特定行政庁 それでは報告第2号及び報告第3号につきまして、同じ申請者による隣接 地2棟の申請であるため、報告第2号を中心にご説明させていただきます。

場所は青の丸で表示し、引き出し線で2、3と示しておりますが、府中市の $\bigcirc\bigcirc$ 部で、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 駅の $\bigcirc$ 側付近です。

106ページをご覧ください。申請者は〇〇〇〇〇〇〇〇です。申請の要旨は一戸建ての住宅の新築、適用条文は建築基準法第43条第1項ただし書です。その他は建築計画概要記載のとおりでございます。

適用条項でございますが、建築基準法第43条第1項ただし書に関する一括許可同 意基準の基準2に該当し、申請地は道路に有効に接続する地方公共団体から幅員4メ ートル以上の確認が得られた道路状である公有地等に2メートル以上接しております。 許可条件としましては次のとおりです。 条件1、建築物の外壁面から隣地境界線までの距離は0.5メートル以上とすること。 条件2、建築物の工事が完了するまでに、道の延長距離が35メートルを超える部分について道の中心から3メートル後退し、当該部分をアスファルト簡易舗装等により道路状(自動車等が通行可能な状態)に整備し維持管理すること。

それでは107ページをご覧ください。案内図及び配置図です。左側の案内図をご覧ください。申請地は中央右下、黄色で囲まれた部分です。右側の配置図をご覧ください。建築物の外壁面は隣地境界線から0.5メートル以上離して計画しております。

108ページをご覧ください。道の現況図及び写真です。道の現況図に写真の番号及び撮影方向を表示しております。

申請地が接する道の現況でございますが、〇側の法第42条第1項第1号道路に接続する、現況幅員約4メートル、延長距離81.72メートルの府中市が管理する道でございます。

現況写真をご覧ください。写真①は法第42条第1項第1号道路から道を見た状況、写真②は法第42条第1項第1号道路と道の接続部から○側を見た状況、③は申請地を見た状況、写真④は道の終端付近を見た状況です。

なお、本申請につきましては平成28年5月2日付で許可しております。 以上で報告第2号及び第3号の説明を終わります。

- ○議長 報告が終わりましたので、何かご質問等がございますでしょうか。(「なし」の声)
- ○議長 ないようですので、報告第2号及び報告第3号につきましては了承いたします。 続いて、報告第4号につきまして説明をお願いします。
- ○特定行政庁 それでは報告第4号につきまして、ご説明させていただきます。

1ページの府中市全図をご覧ください。場所は青の丸で表示し、引き出し線で4と示しておりますが、府中市の○部で、○○○○○○○○側付近です。

118ページをご覧ください。申請者は〇〇〇〇さんです。申請の要旨は一戸建ての住宅の新築、適用条文は建築基準法第43条第1項ただし書です。その他は建築計画概要記載のとおりです。

適用条項でございますが、建築基準法第43条第1項ただし書に関する一括許可同 意基準の基準2に該当し、申請地は道路に有効に接続する地方公共団体から幅員4メ ートル以上の確認が得られた道路状である公有地等に2メートル以上接しております。 許可条件としましては次のとおりです。

条件1、建築物の外壁面から隣地境界線までの距離は0.5メートル以上とすること。 条件2、工事が完了するまでに、敷地○側の道となる部分(○○○丁目○番○○の 一部)について、不動産登記簿上の地目を公衆用道路として分筆登記し、ア スファルト簡易舗装等により道路状に整備すること。

なお、一括許可同意基準の基準2において、条件2は通常許可条件としておりませんが、地方公共団体から幅員4メートル以上の確認が得られた道路状である公有地のほかに、幅員4メートル未満の協定書が結ばれた道に接しており、本申請地の所有者も協定に参加していたことから、条件2を許可条件として追加しております。

それでは、119ページをご覧ください。案内図及び配置図です。左側の案内図をご覧ください。申請地はほぼ中央、黄色で囲まれた部分です。引き出し線で年度を表示していますのが、過去に許可した場所となります。右側の配置図をご覧ください。建築物の外壁面は隣地境界線から0.5メートル以上離して計画しております。敷地〇側の黄色の道は、府中市が管理する幅員4メートル以上の道で、敷地〇側の黄色の道は、現況幅員約3.1メートルの道で、平成11年に幅員4メートルで道に関する協定書が結ばれております。

120ページをご覧ください。道の現況図及び写真です。道の現況図に写真の番号及び撮影方向を表示しております。

申請地が接する道の現況でございますが、○側の法第42条第1項第1号道路に接続する、現況幅員約4.3メートル、延長距離90.2メートルの府中市が管理する道でございます。○側の道に関する協定書が結ばれた道について、現況の道の中心から2メートル後退し、後退部分はアスファルト簡易舗装等で道路状に整備をします。

現況写真をご覧ください。写真①は法第42条第1項第1号道路から道を見た状況、写真②から④は申請地前面を見た状況、写真⑤は申請地○側の道から○側を見た状況、写真⑥は申請地○側の道から○側を見た状況です。

なお、本申請については平成28年6月8日付で許可しております。 以上で報告第4号の説明を終わります。

- ○議長 報告が終わりましたので、委員の皆様から質問等がございますでしょうか。
- ○委員 これは両方の道から接道しているということで、この○側の道だけでも十分に接しているような気がするのですが、○側の細い敷地まで使って接道するというメリッ

トは何でしょうか。○側がだめなのかな。

○特定行政庁 ○側の道につきましては、過去に協定を結んでおりますが、○側の道につきましては、これは市有通路になっておりまして、仮に○側の許可を取らない場合で○側から許可を取りますと、個別許可基準の範囲に入ってきております。申請者の申請によりまして、○側の許可のほうから申請がございましたので、○側の許可につきましては協定を結んでおりますので、後退につきましては条件としてプラスさせていただきまして、許可といたしましては○側の市有通路から許可を進めた経過がございます。

以上でございます。

○特定行政庁 簡単にお話しします。○側ですと、個別許可ですので、2カ月に1度の建築審査会にかけてということになってしまうのですが、○側であれば一括許可基準ですので、審査会にかけずに許可という形になりますので、そういった時間的な問題であるということになります。

以上でございます。

- ○委員わかりました。
- ○議長 実際にはどちらを使っていますか。
- ○特定行政庁 実際には○側です、建築計画の中でも。
- ○議長 よろしいですか。

(「異議なし」の声)

- ○議長 それでは報告第4号につきましては了承いたします。 続いて、報告第5号につきまして説明をお願いします。
- ○特定行政庁 それでは報告第5号につきまして、ご説明させていただきます。

1ページの府中市全図をご覧ください。場所は青の丸で表示し、引き出し線で5と示しておりますが、府中市の〇〇部で、〇〇〇〇〇〇〇〇〇個付近です。

124ページをご覧ください。申請者は〇〇〇〇さんです。申請の要旨は一戸建ての住宅の新築、適用条文は建築基準法第43条第1項ただし書です。その他は建築計画概要記載のとおりです。

適用条項でございますが、建築基準法第43条第1項ただし書に関する一括許可同 意基準の基準2に該当し、申請地は道路に有効に接続する地方公共団体から幅員4メ ートル以上の確認が得られた道路状である公有地等に2メートル以上接しております。 許可条件としましては次のとおりです。

条件1、建築物の外壁面から隣地境界線までの距離は0.5メートル以上とすること。 それでは125ページをご覧ください。案内図及び配置図です。左側の案内図をご 覧ください。申請地はほぼ中央、黄色で囲まれた部分です。右側の配置図をご覧くだ さい。建築物の外壁面は隣地境界線から0.5メートル以上離して計画しております。 126ページをご覧ください。道の現況図及び写真です。道の現況図に写真の番号 及び撮影方向を表示しております。

申請地が接する道の現況でございますが、〇側の法第42条第1項第1号道路に接続する、現況幅員4メートル、延長距離41.65メートルの府中市が管理する道でございます。

現況写真をご覧ください。写真①は法第42条第1項第1号道路から○側を見た状況、写真②は法第42条第1項第1号道路から道を見た状況、③は申請地を見た状況、写真④は申請地前面を見た状況、写真⑤は道の終端部を見た状況、写真⑥は道の終端部から道を見た状況です。

なお、本申請については平成28年6月10日付で許可しております。 以上で報告第5号の説明を終わります。

○議長 報告第5号につきまして、ご質問等がございますでしょうか。

(「なし」の声)

○議長 ないようですので、報告第5号につきましては了承いたします。

以上で本日の議案は全て終了いたしました。事務局から何かありますか。

○特定行政庁 第7号議案につきましてご質問がございました、スクールゾーンの規制の 範囲と避難所に指定されているかの質問についてご回答させていただきます。

資料12ページをご覧ください。市立○○小学校につきましては第一時避難場所に 指定されております。また、スクールゾーンの規制の範囲につきましては、こちら市 立○○小学校の○側の茶色で着色してございます法第42条第1項第1号道路がスク ールゾーンの規制の範囲となっております。

以上でございます。

○議長 よろしいですか。

(「了解」の声)

○議長 事務局からその他何かありますか。

○事務局 次回の建築審査会の開催日をご案内させていただきます。次回は10月21日 金曜日、午後3時から開始とさせていただきたいと考えております。場所等の詳細に つきましては後ほどお知らせさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○議長 以上で第176回府中市建築審査会を閉会いたします。ご苦労さまでした。 午後5時13分

閉 会